



スイミング同意書

レイスportクラブ岡山規約

- 第1条 **名称** / 本クラブは「レイスportクラブ（RSC）」とする。
- 第2条 **位置** / 本クラブは、岡山市南区泉田1丁目7の6に置く。
- 第3条 **経営主体** / 本クラブは、株式会社山陽レイスportが経営する。
- 第4条 **目的** / 本クラブは、専任コーチ制により肉体的はもとより精神的に水泳を通じて、健全な心身の育成を成長度や個性に合わせてきめ細かな指導を行い、円満な人間関係を作ることを目的とする。
- 第5条 **会員資格** / 本クラブに入会出来る者は、本クラブの趣旨に賛同し、各コースに定められた資格に該当する者とする。
- 第6条 **指導日時** / 会員は、各コースごとに定められた曜日、時間の中で、指導を受けることができ、クラブ施設を使用することができる。
- 第7条 **指導内容** / 本クラブは、運営委員会が各クラス別に、応じた指導要項を定め、支配人の指示により各コースの指導にあたる
- 第8条 **休業日** / 本クラブは、月4週制とし、定期休業・補修工事・その他やむを得ない事由が発生した場合休業することがある。
- 第9条 **入会手続き** / 入会希望者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金・事務手数料・コース別会費（以下会費という）と健康申告書に記入捺印の上提出する。
- 第10条 **振替** / 振替は、振替をしようとする練習日当日の開始2時間前までに、webシステムを利用してその手続きを済ませるものとする。また、振替指定日の振替は本クラブホームページより振替手続きをおこなう事。尚、振替練習は定員制とする。
- 第11条 **休会・退会** / 休会しようとする者は、別に定める休会届用紙を前月15日までに提出しなければならない。ただし、休会しようとする者は会費に代えて、休会費用2,200円（税込）にてコースの確保をしなければならない。退会しようとする者は、別に定める退会届用紙を前月15日までに提出しなければならない。（会員証は在籍中の練習最終日に返却すること。）休会は連続3ヶ月までを限度とする。
- 第12条 **入会金** / 本クラブの会員は、入会時に入会金を納入しなければならない。尚入会金は本クラブ会員の資格を失うまで有効とする。
- 第13条 **月会費** / 毎月会費は、前月25日に銀行口座より、自動引落しされる。（休日の場合翌営業日）
- 第14条 **会費等の返金** / 一旦納入した入会金・事務手数料・会費は理由のいかんにかかわらず返金できない。
- 第15条 **会員の失効** / 休会規定の届けを出さず会費または休会費3ヶ月以上連続して納入なき場合は会員としての資格を失うものとする。
- 第16条 **会員の厳守事項** / 会員は以下の事項を厳守しなければならない。
1, クラブ内では全てコーチの指示に従いルールを守ること。
2, クラブの秩序を守り他に迷惑をかけないように努める。
3, チームワークを守り全員が明朗快活なスポーツマンとなるよう楽しい雰囲気の中でトレーニングすること。
4, クラブ内に貴重品・ゲーム機器や必要以上の現金を持ち込まないこと。
5, 施設内においては、許可なくカメラ・携帯電話での撮影は禁止する。
- 第17条 **記録会・進級試験** / 本クラブは、各会員の水泳能力に応じて級の認定を行う。
- 第18条 **除名** / 本クラブの規約に違反するなど会員としてふさわしくない行為のある者に対して運営委員会において支配人と協議の上除名することがある。
- 第19条 **管理責任** / 本クラブ内で会員規則に従わないで発生した事故、盗難については一切責任を負わない。ただし本クラブにおいて定められたコース内で、本クラブの責任と認められる事故については本クラブの加入する保険金内での補償をし、それ以上の補償と責任は負わないものとする。
- 第20条 **会員証** / 紛失した場合は、フロントにて再発行しなければならない。その際事務手数料として実費が必要である。